

第7章 多賀町 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1節 多賀町の概要

1. 自然的概要

（1）地形的・地域的特性

多賀町は滋賀県の東部に位置し、北は彦根市および米原市、東は岐阜県および三重県、南は東近江市、西は愛荘町および甲良町に接しています。多賀町の面積は、135.8km²であり、滋賀県全体の約3%を占めています。



図7-1-1 多賀町の位置

2. 人口動態・分布

令和元年度の多賀町の人口総数は7,600人です。多賀町の人口の推移を見ると、横ばいの傾向にあります。世帯数は増加の傾向にあります。

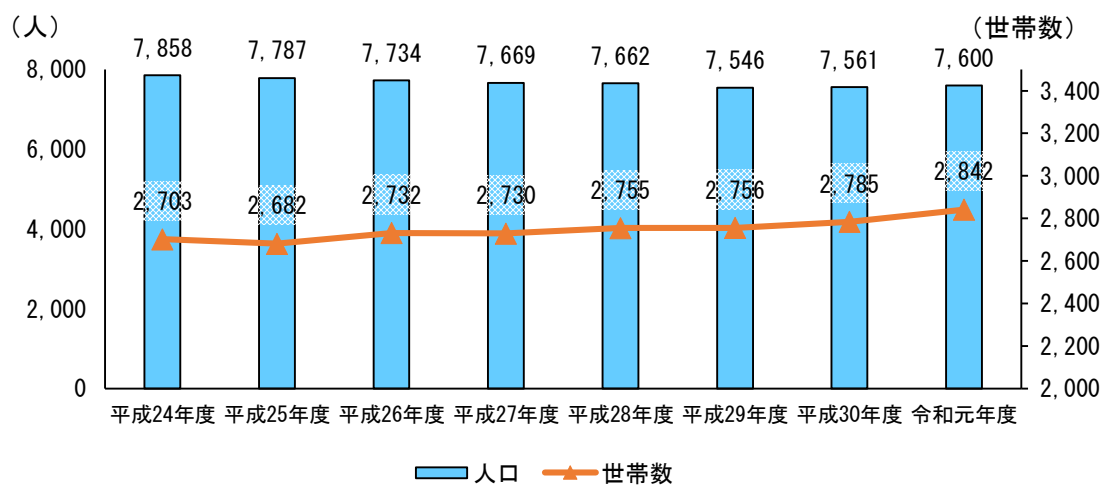
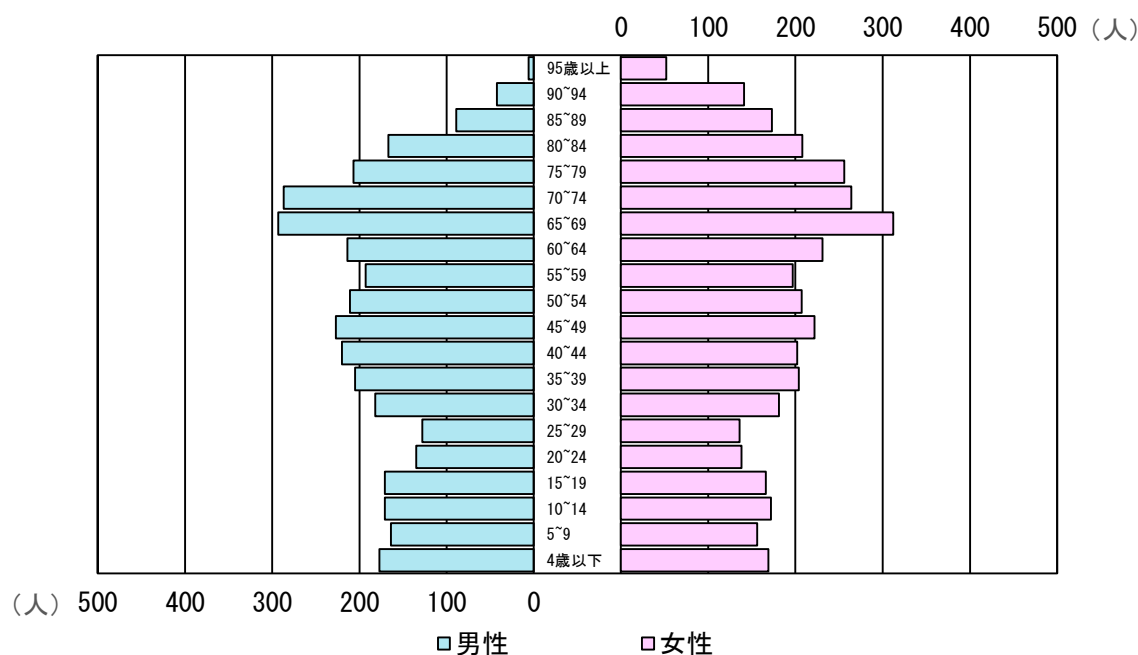


図7-1-2 多賀町の人口・世帯数の推移

図 7-1-3 に多賀町の令和元年 10 月 1 日時点における年齢別人口分布を示します。男女ともに、65～69歳の人口が多いことがわかります。

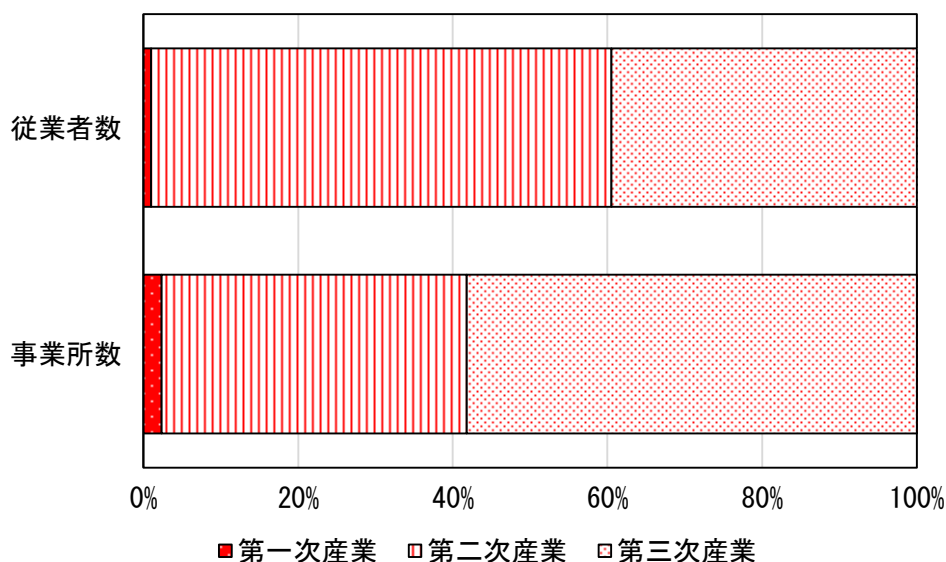


出典：滋賀県 滋賀県の統計情報

図7-1-3 多賀町の人口ピラミッド（令和元年 10 月 1 日時点）

3. 産業の動向

多賀町の平成 28 年 6 月調査時点の全産業事業所数は 378 事業所であり、従業者数は 5,222 人でした。図 7-1-4 に産業別事業所数・従業者数の割合を示しています。全産業従業者数の割合は第二次産業が最も高く、事業所数では第三次産業の割合が最も高いことがわかります。



出典：平成 28 年経済センサス活動調査 確報集計（事業所に関する集計）

※ 民営事業所を対象としています。

図7-1-4 多賀町の産業別事業所数・従業者数の割合

4. 関連計画

（１）第 6 次多賀町総合計画

第 6 次多賀町総合計画（計画期間：令和 3 年度から令和 12 年度）における施策の中で、ごみ処理に関する事項は、「第 4 章 環境・コミュニティ」の「第 5 節 地球環境・資源循環」、「第 6 章 都市基盤・住環境」の「第 5 節 景観」に記載されています。

1) 成果指標

指標名		目標値(令和 7 年度)
成果指標	一人当たりの燃やすごみ排出量	334g/日

※ 第 6 次多賀町総合計画実施計画に記載。

2) 具体的な施策

① 環境学習の推進

- ・生涯学習の取組と連携し、星空観察会など環境に関する学習を計画的に開催します。

② ごみ処理の省エネルギー化の推進

- ・広域行政組合において、再資源化、低炭素社会の実現に向けた、新たなごみ処理施設の整備を推進します。

③ ごみの減量化・資源化の推進（４Ｒの推進）

- ・リサイクル活動の推進とごみの分別による資源化、減量化を進めるため、啓発活動、情報提供を

推進します。

- ・発生したごみは、可能な限り家庭、事業所内での減量化や再資源化を促し、リサイクル可能なものは資源分別収集を推進します。
- ・ごみ処理の有料化について検討します。
- ・生ごみの減量化や堆肥化を検討します。

④ 食品ロス対策の推進

- ・イベントでの啓発等、食品ロス対策についての啓発活動、情報提供を推進します。
- ・滋賀県と連携した事業の実施を図ります。

⑤ 地球温暖化対策

- ・多賀町地球温暖化対策実行計画に基づき、引き続き二酸化炭素の削減に取り組みます。
- ・「緑のカーテン」の取組を行います。

⑥ 環境美化運動の推進と不法投棄ごみ対策

- ・町民・各種団体・事業所の自主的な環境美化活動を促進します。
- ・不法投棄ごみ削減のため、パトロールの強化、看板の設置、早期回収を図り不法投棄の未然防止に努めます。

第2節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

1. ごみ処理に関する基本情報

（1）ごみの種類別発生量の現況

平成24年度から令和元年度までの、多賀町のごみ種類別発生量を表7-2-1 および図7-2-1 に示します。ごみ発生量は平成26年度に増加していますが、平成27年度以降は全体としてほぼ横ばいで推移しています。

表7-2-1 多賀町のごみ種類別発生量

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
燃やすごみ	t/年	1,300	1,320	1,580	1,487	1,547	1,579	1,571	1,623
燃えないごみ	t/年	187	172	213	180	142	130	155	136
粗大ごみ	t/年	205	203	195	206	154	155	230	174
紙パック	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1
缶類	t/年	9	8	7	6	6	6	6	6
びん類	t/年	35	34	34	33	31	31	30	27
ペットボトル	t/年	8	7	6	6	6	7	8	7
白色トレイ	t/年	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
乾電池	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2
廃食用油	t/年	2	2	2	2	2	2	2	1
使用済み小型家電	t/年	0	0	11	13	14	14	17	25
紙類（集団回収）	t/年	324	289	302	284	260	230	243	201
布類（集団回収）	t/年	43	31	36	38	32	35	37	31
家電4品目	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	t/年	2,118	2,070	2,391	2,259	2,199	2,193	2,304	2,235

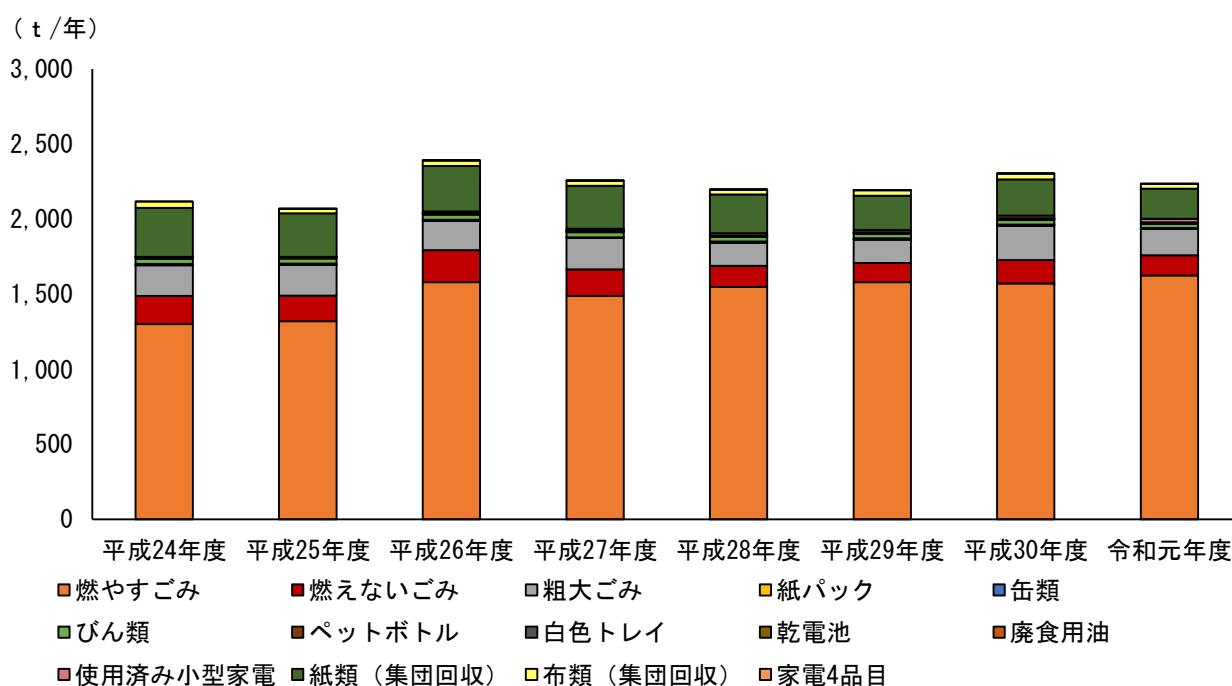


図7-2-1 多賀町のごみ種類別発生量

(2) リバースセンター搬入ごみ組成

平成 24 年度から令和元年度までの、リバースセンターに搬入されたリバースセンターに搬入された愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町のごみ組成の調査結果は表 7-2-2 のとおりです。

表7-2-2 リバースセンターの搬入ごみ組成調査結果

		ごみ種類組成						単位 容積重量 (湿り) kg/m ³	三成分		
		紙・ 布類	ビ ニール 類	木・ 竹・ わら類	厨 芥類	不 燃物 類	そ 他		水分	可燃 分	灰 分
年度	年月	%	%	%	%	%	%	kg/m ³	%	%	%
平成24年度	H24. 06. 07	28. 24	38. 82	11. 37	3. 92	6. 67	10. 98	170	56. 34	40. 42	3. 24
	H24. 09. 05	36. 65	54. 66	5. 59	1. 86	0. 00	1. 24	100	54. 78	43. 08	2. 14
	H24. 12. 07	56. 03	32. 33	0. 43	10. 78	0. 00	0. 43	110	40. 66	56. 63	2. 71
	H25. 03. 05	59. 09	34. 09	0. 57	5. 11	0. 57	0. 57	82	38. 46	59. 18	2. 36
平成25年度	H25. 06. 05	56. 01	15. 81	2. 06	25. 43	0. 34	0. 34	130	35. 33	58. 03	6. 64
	H25. 09. 04	35. 16	57. 81	4. 30	1. 17	0. 39	1. 17	150	51. 79	43. 51	4. 70
	H25. 12. 04	54. 67	26. 67	2. 33	15. 00	1. 00	0. 33	120	29. 74	62. 35	7. 91
	H26. 03. 04	49. 03	20. 00	7. 74	9. 68	12. 26	1. 29	91	51. 56	42. 96	5. 48
平成26年度	H26. 06. 04	63. 21	33. 02	1. 89	0. 47	0. 94	0. 47	96	50. 70	43. 97	5. 33
	H26. 09. 10	67. 78	25. 93	1. 11	4. 07	0. 00	1. 11	120	49. 81	47. 85	2. 34
	H26. 12. 03	68. 80	20. 00	0. 80	8. 80	0. 80	0. 80	97	42. 92	56. 57	0. 51
	H27. 03. 12	48. 77	33. 95	7. 41	7. 41	0. 00	2. 47	94	50. 91	46. 02	3. 07
平成27年度	H27. 06. 10	45. 75	45. 10	3. 59	2. 29	0. 65	2. 61	160	46. 97	50. 30	2. 73
	H27. 09. 02	45. 99	37. 97	4. 22	5. 06	2. 11	4. 64	160	57. 60	40. 52	1. 88
	H27. 12. 02	53. 99	41. 31	0. 47	3. 76	0. 00	0. 47	100	41. 32	56. 06	2. 62
	H28. 03. 02	60. 00	29. 62	0. 77	8. 46	0. 38	0. 77	120	38. 97	58. 21	2. 82
平成28年度	H28. 06. 02	21. 35	23. 44	25. 00	18. 23	0. 52	11. 46	100	43. 36	52. 39	4. 25
	H28. 09. 01	42. 52	35. 03	3. 74	5. 78	8. 50	4. 42	130	33. 03	49. 18	17. 79
	H28. 12. 01	66. 67	25. 64	0. 00	6. 96	0. 00	0. 73	130	37. 67	57. 70	4. 63
	H29. 03. 02	35. 93	29. 15	8. 14	19. 66	0. 00	7. 12	150	42. 27	53. 22	4. 51
平成29年度	H29. 06. 06	34. 28	23. 58	19. 18	16. 98	1. 89	4. 09	160	44. 50	49. 86	5. 64
	H29. 09. 05	44. 72	23. 58	19. 18	16. 98	1. 89	3. 25	130	44. 47	52. 42	3. 11
	H29. 12. 05	41. 44	34. 68	4. 50	16. 22	0. 00	3. 15	130	51. 21	45. 09	3. 70
	H30. 03. 06	47. 00	27. 19	5. 07	18. 89	0. 00	1. 84	90	27. 67	61. 21	11. 12
平成30年度	H30. 06. 05	50. 60	38. 96	1. 61	7. 63	0. 00	1. 20	120	42. 49	53. 49	4. 02
	H30. 09. 21	37. 46	38. 16	10. 25	12. 37	0. 00	1. 77	130	37. 94	55. 99	6. 07
	H30. 12. 06	37. 35	33. 33	1. 85	27. 16	0. 00	0. 31	150	36. 35	59. 53	4. 12
	H31. 03. 01	53. 44	34. 99	0. 28	11. 02	0. 00	0. 28	170	38. 79	56. 16	5. 05
令和元年度	R1. 06. 05	36. 48	30. 74	24. 18	7. 38	0. 41	0. 82	140	50. 10	46. 31	3. 59
	R1. 09. 03	42. 23	45. 02	11. 16	0. 80	0. 00	0. 80	120	41. 36	53. 81	4. 83
	R1. 12. 03	47. 06	45. 45	1. 60	5. 35	0. 00	0. 53	80	33. 69	59. 92	6. 39
	R2. 03. 03	22. 12	64. 90	5. 77	5. 77	0. 00	1. 44	90	36. 39	59. 47	4. 14
総平均		46. 56	34. 40	6. 13	9. 70	1. 23	2. 28	123	43. 10	52. 23	4. 67

(3) ごみの分別区分

多賀町のごみの分別区分を表 7-2-3 に示します。

表7-2-3 多賀町のごみの分別区分

分別区分		品目
燃やすごみ		生ごみ、紙類、プラスチック類（塩化・アルミコーティング加工物を除く）、ゴム類、木くず、布類
燃えないごみ		袋類、電球類、ガラス類、塩化ビニール類、金属類、陶器類、キャップ類、その他（ビデオテープ等）
粗大ごみ		金属類（スコップ、自転車、ドラム缶、パイプベッド、一斗缶、スチール製家具類等）、木製品類（机、いす、ソファ、タンス、家具類等）、木製品以外の非金属類（衣装ケース等）
資源 ごみ	ペットボトル	ペットボトル（飲料品、酒用、しょうゆ等のペットボトル）
	白色トレイ	生鮮食品などの包装に使用されている皿型容器（表裏白色のものに限る）
	缶類	空き缶（ジュース類、酒類、のり等の缶、スプレー缶、カセットボンベ等）
	ビン類	空きびん（飲料類、酒類、調味料、食料品びん） ※資源になる「びん類」は飲食用のものに限る
	廃乾電池	乾電池等
	廃食油	使用済み食用油
	紙パック	牛乳などの飲料用の 1000cc、500cc 紙製容器（内側が白いもの）
資源 回収	古紙	新聞紙、ダンボール、雑誌等
	古着	衣類のみ
使用済小型家電		電気や電池で動く家電製品
使用済み蛍光灯		直管型、環状管型蛍光灯
使い捨てライター		使用済ライター

※ 事業系は燃やすごみのみ

(4) 収集運搬体制

1) 家庭系ごみ

多賀町における家庭系の一般廃棄物の収集・運搬体制は表 7-2-4 のとおりです。

表7-2-4 多賀町における家庭系の一般廃棄物収集・運搬体制

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
燃やすごみ	委託 持込	週 2 回	指定袋	ステーション方式 直接搬入
燃えないごみ	委託 持込	月 1 回	指定袋	ステーション方式 直接搬入

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
粗大ごみ	委託	年 2 回	指定なし	拠点回収
缶類	委託	月 1 回	コンテナ	ステーション方式
ビン類	委託	月 1 回	コンテナ	ステーション方式
ペットボトル	委託	随時 月 1 回	ネット袋	拠点回収 ステーション方式
白色トレイ	委託	随時 月 1 回	ネット袋	拠点回収 ステーション方式
古紙	持込	実施団体による	紐結束	PTA 等資源回収 (集団回収)
紙パック	委託	月 1 回	ネット袋	ステーション方式
廃乾電池	委託	随時	そのまま直接	拠点回収 (回収ボックス設置) ステーション方式
古着	持込	実施団体による	透明袋	PTA 等資源回収 (集団回収)
廃食油	委託	随時 月 1 回	指定なし	拠点回収 ステーション方式 (回収容器設置)
使用済み小型家電	持込	随時 年 2 回	指定なし	拠点回収 粗大ごみと併せて 拠点回収
使用済み蛍光管	持込	随時 年 2 回	指定なし	拠点回収 (回収ボックス設置) 粗大ごみと併せて 拠点回収
使用済みライター	委託	随時	直接そのまま	拠点回収 (回収ボックス設置) ステーション方式

2) 事業系ごみ

事業系の一般廃棄物の収集・運搬体制は表 7-2-5 のとおりです。

表7-2-5 多賀町における事業系の一般廃棄物収集・運搬体制

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
燃やすごみ	許可業者 持込	随時	指定なし	直接搬入

(5) ごみ処理手数料

町民や事業者が直接リバースセンターにごみを持ち込む場合や、小八木中継基地に持ち込む場合は、持ち込むごみの区分や、重さに応じて処理手数料を徴収しています。

ごみ処理手数料は表 7-2-6 のとおりです。

表7-2-6 多賀町のごみ処理手数料一覧

分類		ごみ処理手数料
家庭系	燃えるごみ	20kg 以下：免除 20kg を超える場合：90 円/10kg
	燃えないごみ	50 円/ 5 kg
	粗大ごみ (布団・カーペット類)	10kg 以下：300 円 10kg 以上：300 円/10kg
事業系	燃えるごみ	40kg 以下：750 円 40 kgを超える場合：200 円/10kg

(6) ごみ処理経費

平成 24 年度から令和元年度までのごみ処理経費の推移を表 7-2-7 および図 7-2-2 に示します。平成 24 年度以降、年々増加傾向にあります。ごみ処理経費の中では、処理および維持管理費の占める割合が多くなっています。

表7-2-7 多賀町のごみ処理経費

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
建設・改良費	千円	3,234	2,911	2,841	3,553	4,258	6,224	5,135	7,057
処理及び維持管理費	千円	81,804	85,564	82,468	86,950	90,242	89,454	96,774	110,474
その他	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	千円	85,038	88,475	85,309	90,503	94,500	95,678	101,909	117,531

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果
(千円)

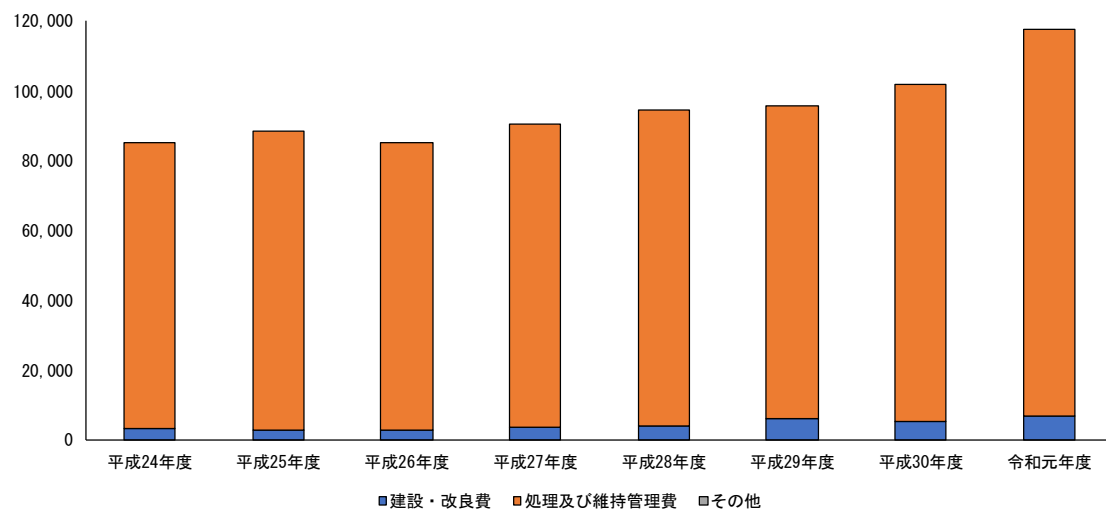


図7-2-2 多賀町のごみ処理経費

(7) 中間処理施設

現在の多賀町のごみ処理にかかる現有施設の概要は、表 7-2-8 のとおりです。

なお、令和 11 年度から彦根愛知犬上広域行政組合圏域の広域新ごみ処理施設が竣工予定です。

表7-2-8 RDF 化処理施設

施設名		湖東広域衛生管理組合 リバースセンター
所在地		東近江市平柳町 3-1
竣工		平成 9 年 3 月
処理能力		22t/7h×1 系列
主な設備 概要	RDF 製造方式	R M J 方式（乾燥固化方式）
	受入供給設備	ごみ計量機、ごみピット、ごみクレーン
	成形方式	ローラーダイス方式
	排ガス処理設備	バグフィルタ

(8) 中継基地

令和 3 年 4 月から、東近江市の小八木中継基地が 1 市 4 町の不燃ごみの中継施設として利用されています。小八木中継基地の概要は表 7-2-9 のとおりです。

表7-2-9 中継基地

施設名	彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地
設置主体	彦根愛知犬上広域行政組合
所在地	東近江市小八木町 19
竣工	令和 3 年 4 月
搬入ごみ	不燃ごみ、自治会清掃ごみ

(9) ごみ処理の実績

令和元年度における多賀町のごみ処理フローを図 7-2-3 に示します。RDF 化処理するごみ量は、家庭系と事業系の燃やすごみ合わせて 1,623t/年になります。また、資源化量は 1,179t/年で、リサイクル率は 52.7%となっています。(リサイクル率は、ごみ量合計に対する、RDF を含む資源化量の割合を算出しています。)

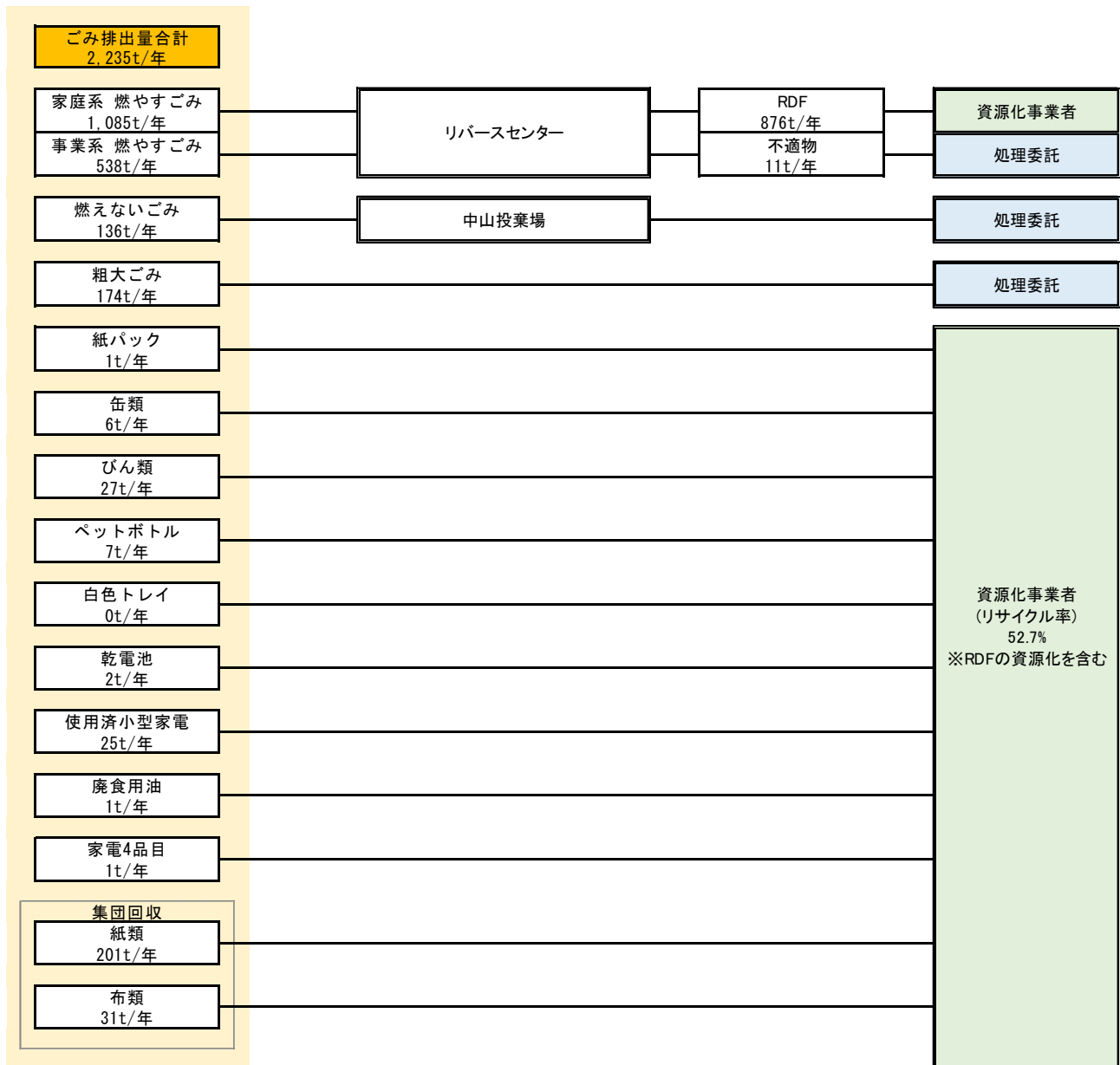
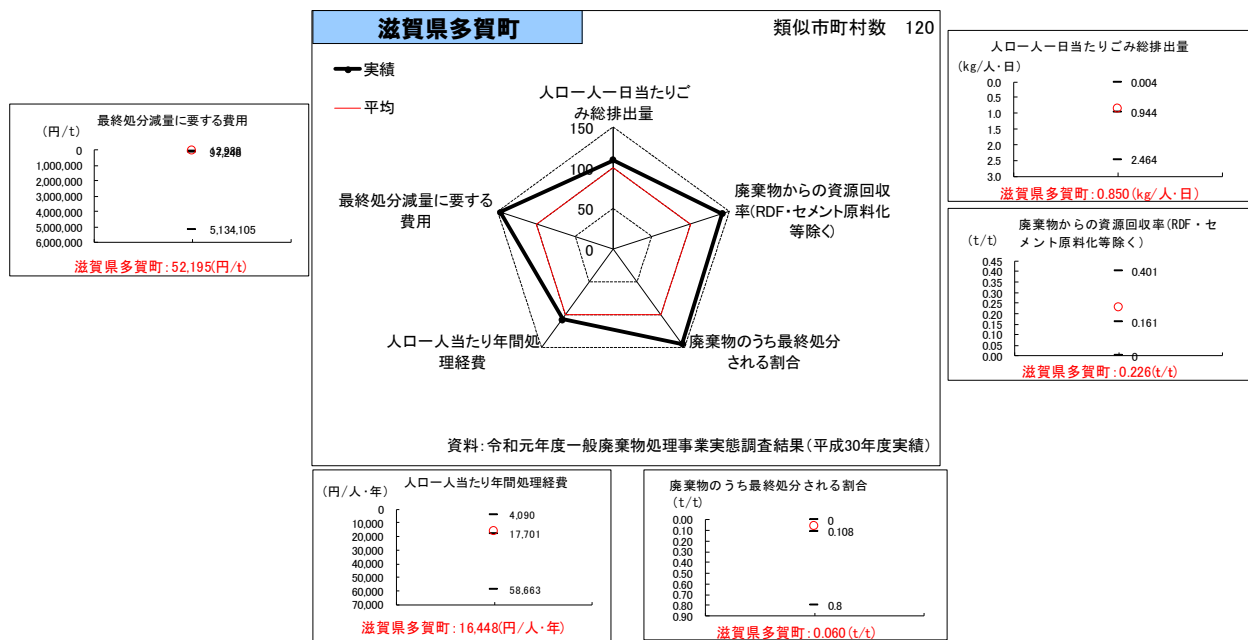


図7-2-3 多賀町の令和元年度ごみ処理フロー

2. 類似市町村との比較

環境省の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、多賀町のごみ処理システムを評価しました。評価には環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度実績版）」を用いています。同ツールでは、全国の市町村から、多賀町と都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村を抽出し、比較評価を行っています。支援ツールによる評価結果（指数値）を図7-2-4に示します。類似市町村における項目ごとの平均値の指数を100としており、多賀町の指数が100を上回っていれば、類似市町村の平均より優れていることになります。

これによると多賀町は全国における類似市町村120自治体と比較して、全ての項目の指数値が平均を上回っています。



標準的な指標	人ロ一一人日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人ロ一一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.944	0.161	0.108	17,701	97,248
最大	2.464	0.401	0.8	58,663	51,341
最小	0.004	0	0	4,090	12,988
標準偏差	0.309	0.082	0.112	8,681	462,463
当該市町村実績	0.85	0.226	0.06	16,448	52,195
指数値	110.0	140.4	144.4	107.1	146.3

図7-2-4 多賀町のごみ処理システム評価結果（令和元年度実績比較）

3. 課題の抽出

(1) 排出抑制・資源化

多賀町のごみ排出量は平成 26 年度に増加していますが、平成 26 年度以降は全体としてほぼ横ばいで推移しています。

今後はごみの更なる発生を抑制するとともに、生ごみ処理機等の普及促進によるごみの減量化、適切な分別による資源化の検討が必要になります。

(2) 収集・運搬

多賀町では、今後高齢化社会の進行によりごみ出しが困難な世帯が増加することが想定されます。そのため、今後の高齢化社会を見据えた収集体制の構築等の検討が必要です。

また、分別方法を 1 市 4 町で統一する令和 11 年度以降の、硬質プラスチック類の分別・収集方法の検討が必要です。

(3) 最終処分

現在、彦根愛知犬上広域行政組合圏域において、不燃ごみの埋立を行うことができる最終処分場がないことから、彦根愛知犬上広域行政組合も交えて、最終処分場設置の検討を進めていくとともに、最終処分量の一層の削減を進めていくことが必要です。

(4) 処理コスト

今後は超高齢化に伴う福祉費用の増加など、より一層の財政逼迫が懸念されます。ごみ処理コスト低減のため、多様な施策の実施や、情報媒体を活用して町民にコスト意識を促す必要があります。

(5) 施設の老朽化

リバースセンターは供用開始から 25 年が経ち、老朽化が進んでいます。安定したごみ処理を行うため、遅滞なく新ごみ処理施設整備を進める必要があります。

4. ごみ処理基本計画の基本方針等

本計画の基本方針を表7-2-10に示します。町民・事業者・多賀町それぞれの役割を明確にするとともに、各主体の協働を目指します。

表7-2-10 本計画の基本方針

基本方針1 2R（Reduce（発生抑制）・Reuse（再使用））の推進
ごみ処理量の減量に向けて、3Rにおける2R（Reduce（発生抑制）・Reuse（再使用））の取組を優先的に推進します。町民・事業者の主体的な取組を促す施策を展開していきます。 また、1市4町での広域処理に際し、ごみ減量目標の設定やごみ処理施策において、圏域での一体的な取組も進めます。
基本方針2 適正なごみ処理の実施
ごみ処理方法におけるリサイクル、焼却・熱回収および埋立処分において、財政負担の低減および環境負荷の削減等を考慮して、適切な処理を実施します。
基本方針3 分かりやすい情報発信の推進
町民や事業者が、多賀町におけるごみの現状と課題を十分に理解していただくために、今後はホームページおよび広報での情報提供ならびに出前講座を実施します。さまざまな機会を通じて町のごみ処理の現状を積極的に公開し、町民や事業者の取組によるごみ減量等の効果が「見える化」されたものとなるよう努めます。
基本方針4 町民・町民団体・事業者・町のコミュニケーションによる協働の推進
ごみ処理の実施において、ごみの減量・資源化の担い手としての町民や生産・流通に携わる事業者、環境問題およびごみ問題に取り組む町民団体、ごみ処理に携わる町との間での良好なコミュニケーションが必要です。良好なコミュニケーションが醸成されることにより、各主体のごみ問題に対する意識が高まり、相互理解が深まり、信頼関係が築かれ、ごみの減量・資源化への様々な行動に繋がるよう施策を展開していきます。

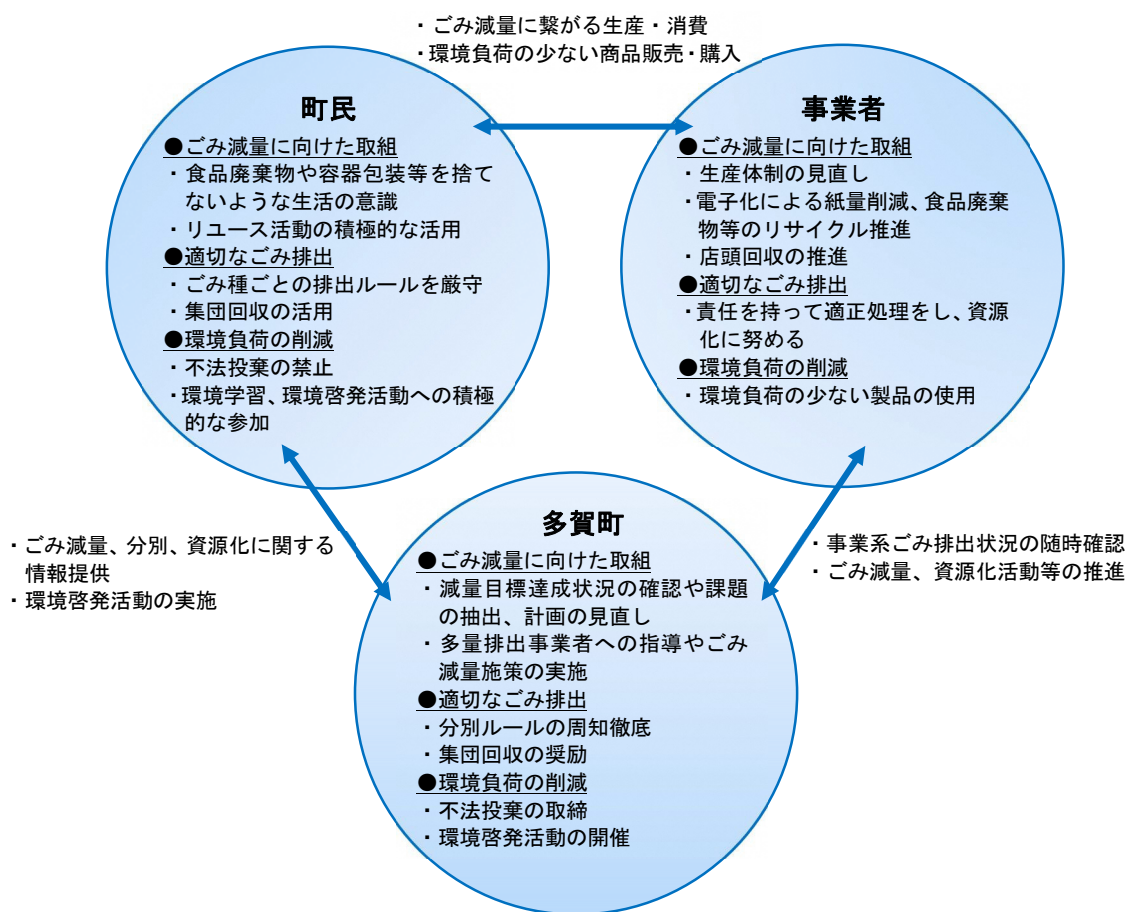


図7-2-5 町民・事業者・多賀町の協働イメージ

5. 将来ごみ量の推計

(1) 将来ごみ量（現状趨勢）

※将来ごみ量（現状趨勢）とは、ごみ減量施策等を実施せず現在のごみ排出傾向のまま推移することを意味します。

将来ごみ量は、「多賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略（延長版）」（令和2年3月）で推計されている将来人口に、ごみ種ごとの1人一日あたり排出量推計値（g/人・日）を乗じて算出します。

将来人口の推計結果を図7-2-6に示します。人口ビジョンで推計値のない年度（令和3～6年度、令和8～11年度、令和13年度）については、実績値-推計値間（もしくは推計値-推計値間）を等差的に推移するものとし、設定しています。

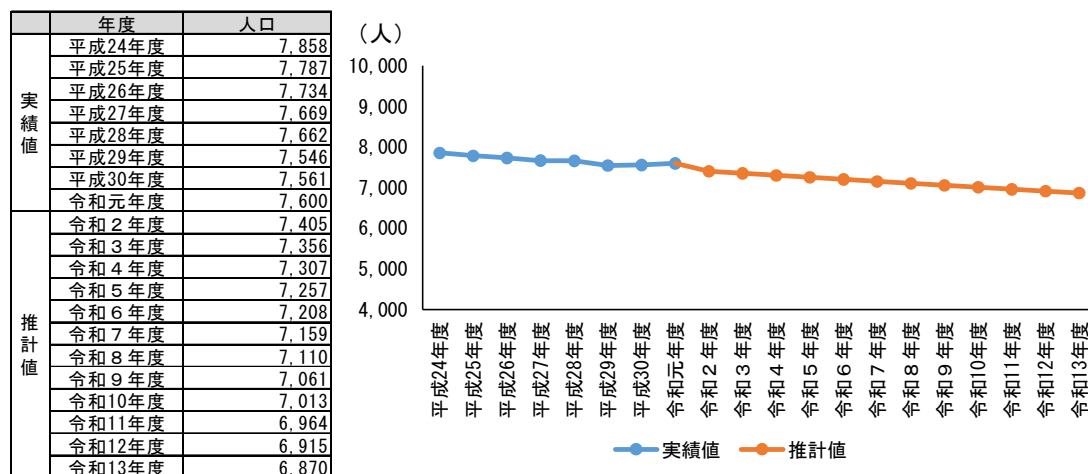


図7-2-6 多賀町の将来人口推計

ごみ種ごとの1人一日当たり排出量（g/人・日）は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28（2016）年9月改定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づき、平成24年度から令和元年度までの8年間の実績値をもとに、トレンド法における6種類の推計式（①線形近似、②放物線近似、③対数近似、④累乗近似、⑤指数近似、⑥ロジスティック近似）により、複数の推計値を算出し、実績値の傾向から、妥当と考えられる1人一日当たり排出量（g/人・日）の推計値を決定します。（実績値の傾向から、必要に応じて、⑦直近値もしくは⑧平均値を採用します。）

現状趨勢の将来ごみ量の推計方法を図7-2-7に示します。

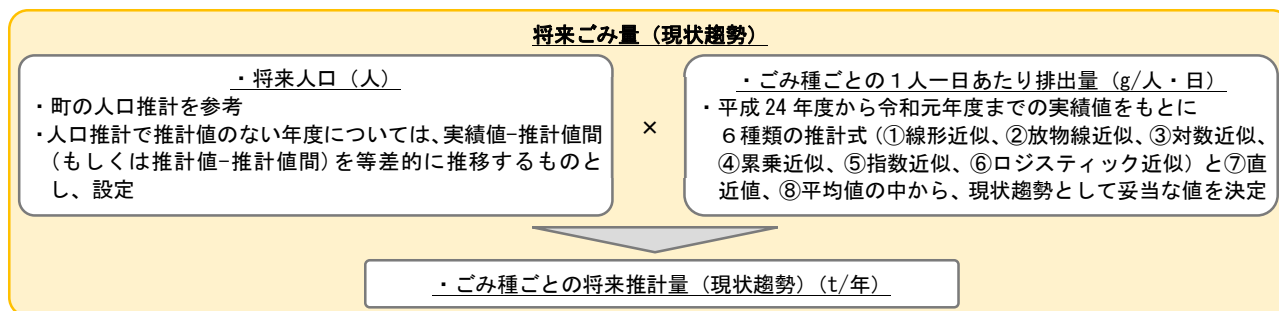


図7-2-7 将来ごみ量（現状趨勢）推計手順

表7-2-11 多賀町のごみ排出量推計結果（現状趨勢）

										実績値←		→推計値		中間目標年度										→新施設供用開始		目標年度	
項目		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度					
家庭系	合計	t/年	2,118	2,070	2,391	2,259	2,199	2,193	2,304	2,235	2,198	2,181	2,163	2,147	2,129	2,113	2,098	2,081	2,067	2,050	2,033	2,020					
	燃やすごみ	t/年	1,055	1,036	1,316	1,059	1,032	1,047	1,060	1,085	1,046	1,042	1,038	1,034	1,029	1,025	1,020	1,014	1,009	938	932	927					
	燃やさないごみ	t/年	187	172	213	180	142	130	155	136	137	134	131	129	126	124	122	120	118	114	112	111					
	粗大ごみ	t/年	205	203	195	206	154	155	230	174	174	171	169	168	166	164	162	161	159	157	156	154					
	紙パック	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
	缶・金属類	t/年	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5					
	びん類	t/年	35	34	34	33	31	31	30	27	28	28	28	27	27	26	26	26	26	25	25	25					
	ペットボトル	t/年	8	7	6	6	6	7	8	7	7	7	7	7	7	7	7	8	8	8	8	8					
	容器包装プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	50	50				
	硬質プラスチック類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	18	18				
	白色トレイ	t/年	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1				
	廃食用油	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
乾電池	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
小型家電	t/年	0	0	11	13	14	14	17	25	24	24	24	24	24	23	23	23	23	23	23	23	23					
家電4品目	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
事業系	燃やすごみ	t/年	245	284	264	428	515	532	511	538	521	520	518	516	514	512	510	507	505	502	499	497					
集団回収	紙類	t/年	324	289	302	284	260	230	243	201	217	211	206	200	195	191	187	182	179	175	171	168					
	布類	t/年	43	31	36	38	32	35	37	31	32	32	31	31	30	30	30	29	29	29	28	28					

※ 容器包装プラスチック量は、彦根市の令和元年度実績（容器包装プラスチック量/燃やすごみ量=0.33）より推計。容器包装プラスチック分は家庭系の燃やすごみから差引。

※ 硬質プラスチック類量は、「プラスチック資源一括回収実証事業」（平成29年度、環境省）結果より算出。同実証事業では『容器包装プラスチックのみの分別回収』から『容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括分別回収』への転換を行い、後者のプラスチック類回収量が前者と比較して35%増となった。本計画においても、容器包装プラスチック量の35%相当の硬質プラスチック類を回収可能と想定。硬質プラスチック類分は、家庭系の燃やすごみおよび燃やさないごみから差引。

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

表7-2-12 多賀町の1人一日当たりごみ排出量推計結果（現状趨勢）

実績値←										→推計値					中間目標年度					→新施設供用開始		目標年度
項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
1人一日当たりごみ排出量	g/人・日	738	728	847	805	786	796	835	804	813	812	811	811	809	809	808	807	808	807	806	806	

※ ごみ排出量の合計を、人口と年間日数で除して算出。

表7-2-13 多賀町のごみ処理量推計結果（現状趨勢）

実績値←											→推計値		中間目標年度								→新施設供用開始		目標年度	
項目		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
焼却処理量	燃やすごみ	t/年																		1,440	1,431	1,424		
	可燃残渣	t/年																		196	193	191		
	計	t/年																		1,636	1,624	1,615		
資源化量	RDF	t/年	670	694	685	789	819	836	830	876	846	843	840	837	833	830	826	821	817					
	資源化物	t/年	58	55	65	64	64	65	68	71	71	71	70	69	69	67	67	68	68	146	147	146		
	集団回収	t/年	367	320	338	322	292	265	280	232	249	243	237	231	225	221	217	211	208	204	199	196		
	計	t/年	1,096	1,069	1,088	1,175	1,175	1,166	1,178	1,179	1,166	1,157	1,147	1,137	1,127	1,118	1,110	1,100	1,093	350	346	342		
民間事業者 処理委託分	RDF不適物	t/年	5	4	4	7	5	13	8	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10					
	燃やさないごみ	t/年	187	172	213	180	142	130	155	136	137	134	131	129	126	124	122	120	118					
	粗大ごみ	t/年	205	203	195	206	154	155	230	174	174	171	169	168	166	164	162	161	159					
	計	t/年	397	379	412	393	301	298	393	321	322	316	311	308	302	298	294	291	287					
最終処分量	焼却灰	t/年																		207	206	205		
	選別残渣	t/年																		64	63	63		
	計	t/年																		271	269	268		
リサイクル率		%	51.7%	51.6%	45.5%	52.0%	53.4%	53.1%	51.1%	52.7%	53.1%	53.1%	53.0%	53.0%	52.9%	52.9%	52.9%	52.9%	52.9%	17.1%	17.0%	16.9%		

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

(2) 将来ごみ量（減量目標）

彦根愛知犬上広域行政組合では、施設整備基本計画で設定した新ごみ処理施設の規模に基づき、地元への説明や環境影響評価、施設の仕様検討等、新施設整備に向けた検討を進められています。現在想定している施設規模を超過した新たな施設規模を設定する場合、施設整備の再検討による遅延等が懸念されます。そのため、本計画では施設整備基本計画で設定した熱回収施設規模と乖離しないように、減量目標を施設規模に合わせて設定することとします。

ごみの減量目標の設定方法には、ごみの総排出量（t/年）で設定する方法と、1人一日当たり排出量（g/人・日）で設定する方法があります。本計画では、将来の人口増減の影響を受けず、また他の関連計画等との比較を容易にするため、1人一日当たり排出量（g/人・日）に減量目標を設定します。

減量対象とするごみ種については、ごみ種の中でも特に減量が必要と考えられる「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」を対象とします。

減量目標値は、施設整備基本計画で設定した熱回収施設規模と乖離しないような将来ごみ量を検討し、その結果、「令和13年度に、令和元年度実績値から15%の減量」とします。

※ごみ処理施設の施設規模は、供用開始から最もごみ排出量が多い年度の推計値に基づいて算出します。施設規模は令和11年度のごみ排出量推計値により設定することになります。

減量目標達成時の将来ごみ量推計の手順を図7-2-8に示します。

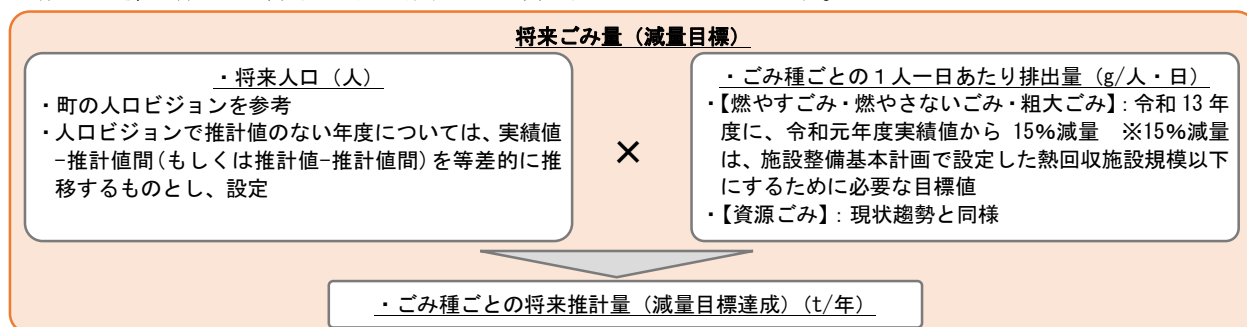


図7-2-8 将来ごみ量（減量目標）の推計手順

表7-2-14に1人一日当たり排出量の目標値を示します。なお令和2年度から令和12年度までの推計値は、令和元年度と令和13年度の1人一日当たりごみ排出量の差分を、年度間で等差になるように按分して推計します。

表7-2-14 多賀町の1人一日当たりごみ排出量の減量目標値

項目	内容
燃やすごみ	令和元年度 583g/人・日 ⇒ 現状趨勢 令和13年度 594g/人・日 減量目標 令和13年度 496g/人・日
燃やさないごみ	令和元年度 49g/人・日 ⇒ 現状趨勢 令和13年度 45g/人・日 減量目標 令和13年度 41g/人・日
粗大ごみ	令和元年度 62g/人・日 ⇒ 現状趨勢 令和13年度 61g/人・日 減量目標 令和13年度 53g/人・日
資源ごみ・集団回収	令和元年度 109g/人・日 ⇒ 令和13年度 105g/人・日
合計	令和元年度 804g/人・日 ⇒ 現状趨勢 令和13年度 806g/人・日 減量目標 令和13年度 695g/人・日

※ 家庭系・事業系の合計年間ごみ量を、町の人口と年間日数で除して算出

※ 1人一日当たりごみ排出量は、四捨五入の端数処理により各ごみ種の合計値が「合計」の項目と合致しない場合があります。

国、滋賀県および湖東定住自立圏が掲げる 1 人一日当たりごみ排出量 (g/人・日) 目標値と、本計画における減量目標値の比較を表 7-2-15 および図 7-2-9 に示します。

表7-2-15 多賀町の 1 人一日当たりごみ排出量 目標値比較

項目	年度	国 ※ 1	滋賀県 ※ 2	湖東 ※ 3	本計画 ※ 4
実績値	令和元年度	919g/人・日	837g/人・日	834g/人・日	804g/人・日
目標値	令和 3 年度	—	—	714g/人・日	減量目標 794g/人・日
	令和 7 年度	850g/人・日	804g/人・日		減量目標 753g/人・日
	令和 8 年度 ※中間目標年度	—	—		減量目標 744g/人・日
	令和 13 年度 ※目標年度	—	—		減量目標 695g/人・日

※ 1 第四次循環型社会形成推進基本計画（令和元年度の実績値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果より）

※ 2 第五次滋賀県廃棄物処理計画（令和元年度の実績値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果より）

※ 3 湖東定住自立圏共生ビジョン（Vol. 17）（令和元年度は実績値）

※ 4 多賀町の家庭系・事業系・集団回収の年間ごみ排出量を、多賀町の人口と年間日数で除して算出。

(g/人・日)

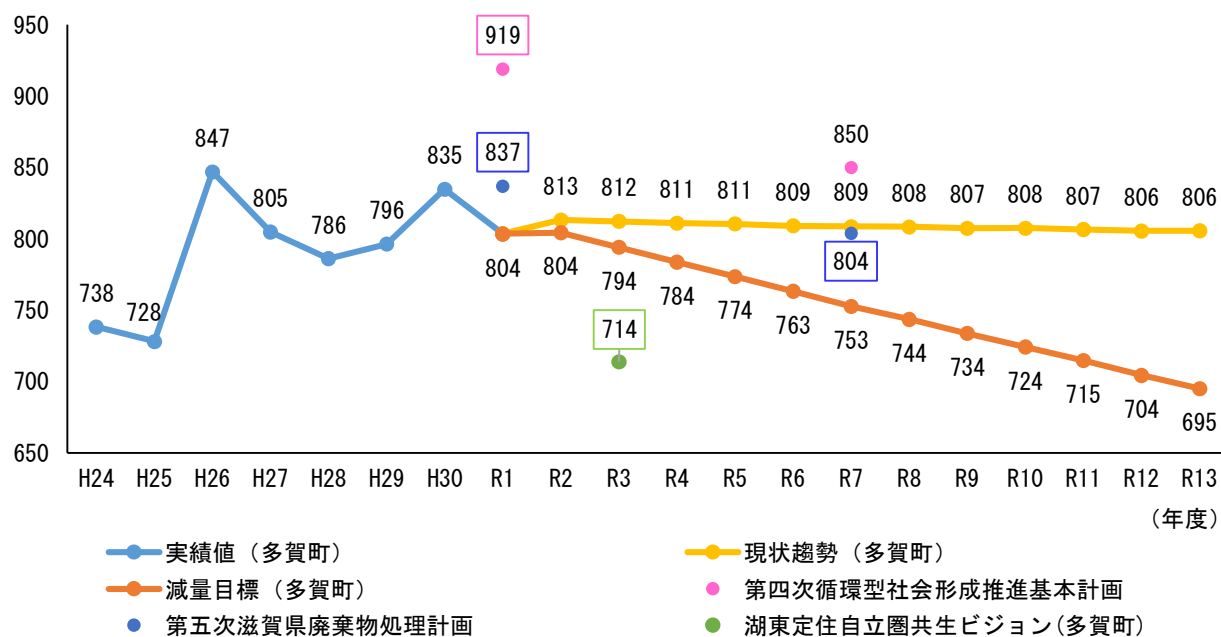


図7-2-9 多賀町の 1 人一日当たりごみ排出量 目標値比較

表7-2-16 多賀町のごみ排出量推計結果（減量目標）

実績値←										→推計値							中間目標年度						→新施設供用開始		目標年度
項目		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度			
家庭系	合計	t/年	2,118	2,070	2,391	2,259	2,199	2,193	2,304	2,235	2,174	2,132	2,090	2,049	2,008	1,967	1,930	1,891	1,854	1,817	1,778	1,743			
	燃やすごみ	t/年	1,055	1,036	1,316	1,059	1,032	1,047	1,060	1,085	1,041	1,021	1,001	982	962	943	924	905	886	812	794	776			
	燃やさないごみ	t/年	187	172	213	180	142	130	155	136	130	128	126	123	121	118	116	113	111	108	105	103			
	粗大ごみ	t/年	205	203	195	206	154	155	230	174	167	163	160	157	154	151	148	145	142	139	136	133			
	紙パック	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	缶・金属類	t/年	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5			
	びん類	t/年	35	34	34	33	31	31	30	27	28	28	28	27	27	26	26	26	26	25	25	25			
	ペットボトル	t/年	8	7	6	6	6	7	8	7	7	7	7	7	7	7	7	8	8	8	8	8			
	容器包装プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	42	42		
	硬質プラスチック類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	15	15		
	白色トレイ	t/年	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		
	廃食用油	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	乾電池	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
小型家電	t/年	0	0	11	13	14	14	17	25	24	24	24	24	24	24	23	23	23	23	23	23	23			
家電4品目	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
事業系	燃やすごみ	t/年	245	284	264	428	515	532	511	538	516	506	496	487	477	467	458	449	439	430	421	412			
集団回収	紙類	t/年	324	289	302	284	260	230	243	201	217	211	206	200	195	191	187	182	179	175	171	168			
	布類	t/年	43	31	36	38	32	35	37	31	32	32	31	31	30	30	30	29	29	29	28	28			

※ 容器包装プラスチック量は、彦根市の令和元年度実績（容器包装プラスチック量/燃やすごみ量=0.33）より推計。容器包装プラスチック分は家庭系の燃やすごみから差引。

※ 硬質プラスチック類量は、「プラスチック資源一括回収実証事業」（平成29年度、環境省）結果より算出。同実証事業では『容器包装プラスチックのみの分別回収』から『容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括分別回収』への転換を行い、後者のプラスチック類回収量が前者と比較して35%増となった。本計画においても、容器包装プラスチック量の35%相当の硬質プラスチック類を回収可能と想定。硬質プラスチック類分は、家庭系の燃やすごみおよび燃やさないごみから差引。

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

表7-2-17 多賀町の1人一日当たりごみ排出量推計結果（減量目標）

		実績値←→推計値																	→新施設供用開始		
項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
1人一日当たりごみ排出量	g/人・日	738	728	847	805	786	796	835	804	804	794	784	774	763	753	744	734	724	715	704	695

※ ごみ排出量の合計を、人口と年間日数で除して算出。

表7-2-18 多賀町のごみ処理量推計結果（減量目標）

実績値←→推計値										中間目標年度										→新施設供用開始			目標年度
項目		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
焼却処理量	燃やすごみ	t/年																		1,242	1,215	1,188	
	可燃残渣	t/年																		175	172	168	
	計	t/年																		1,417	1,387	1,356	
資源化量	RDF	t/年	670	694	685	789	819	836	830	876	840	824	808	793	777	761	746	731	715				
	資源化物	t/年	58	55	65	64	64	65	68	71	71	71	70	69	69	67	67	68	68	136	135	135	
	集団回収	t/年	367	320	338	322	292	265	280	232	249	243	237	231	225	221	217	211	208	204	199	196	
	計	t/年	1,096	1,069	1,088	1,175	1,175	1,166	1,178	1,179	1,160	1,138	1,115	1,093	1,071	1,049	1,030	1,010	991	340	334	331	
民間事業者 処理委託分	RDF不適物	t/年	5	4	4	7	5	13	8	11	11	10	10	10	10	10	9	9	9				
	燃やさないごみ	t/年	187	172	213	180	142	130	155	136	130	128	126	123	121	118	116	113	111				
	粗大ごみ	t/年	205	203	195	206	154	155	230	174	167	163	160	157	154	151	148	145	142				
	計	t/年	397	379	412	393	301	298	393	321	308	301	296	290	285	279	273	267	262				
最終処分量	焼却灰	t/年																		179	176	172	
	選別残渣	t/年																		61	58	57	
	計	t/年																		240	234	229	
リサイクル率		%	51.7%	51.6%	45.5%	52.0%	53.4%	53.1%	51.1%	52.7%	53.4%	53.4%	53.4%	53.3%	53.3%	53.3%	53.4%	53.4%	53.5%	18.7%	18.8%	19.0%	

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

令和8年度（中間目標年度）のごみ処理フローを図7-2-10に示します。

上段：現状趨勢
下段：減量目標

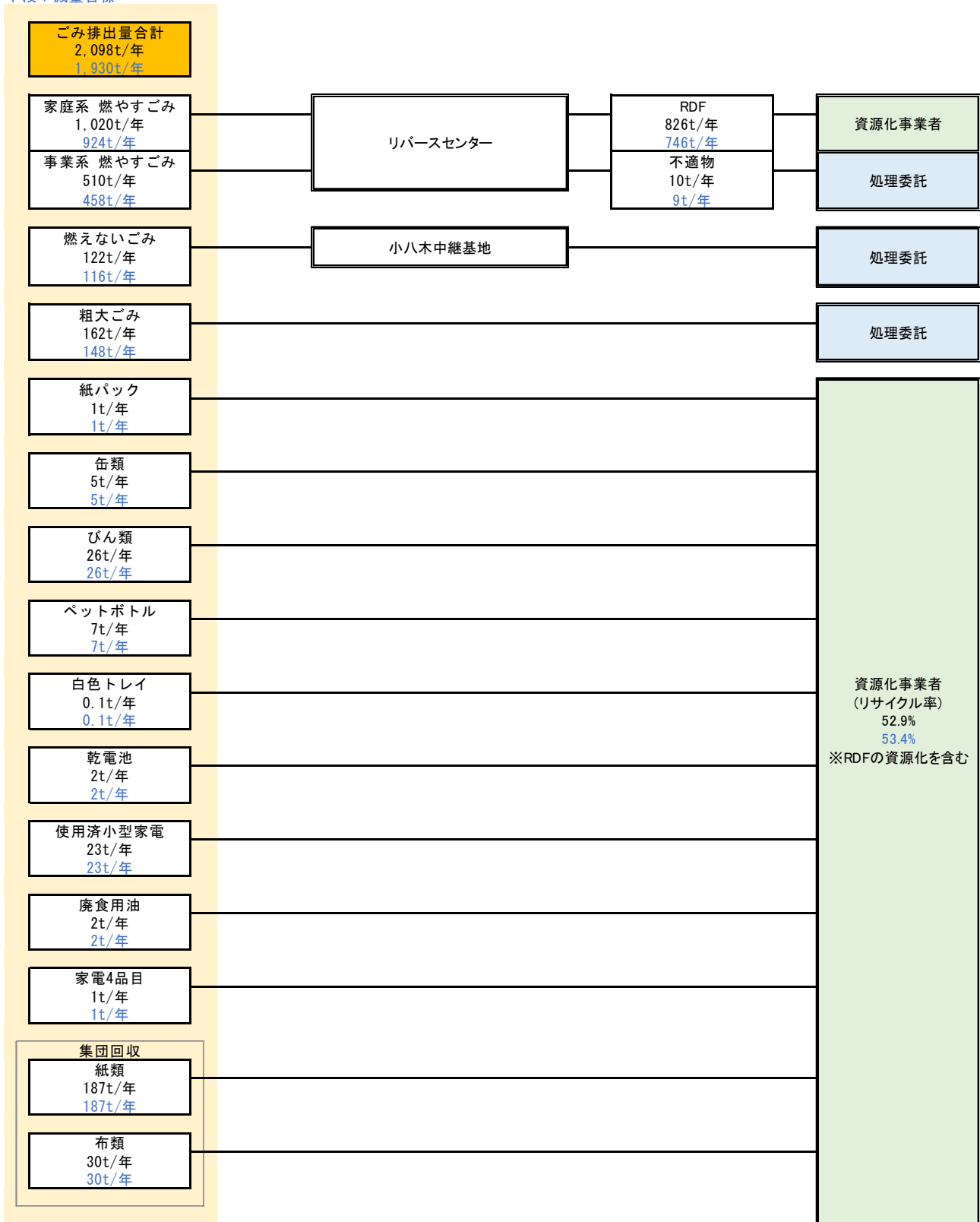


図7-2-10 多賀町の令和8年度（中間目標年度）ごみ処理フロー

上段：現狀趨勢
下段：減量目標



令和 13 年度（目標年度）のごみ処理フローを図 7-2-12 に示します。

上段：現状趨勢

下段：減量目標

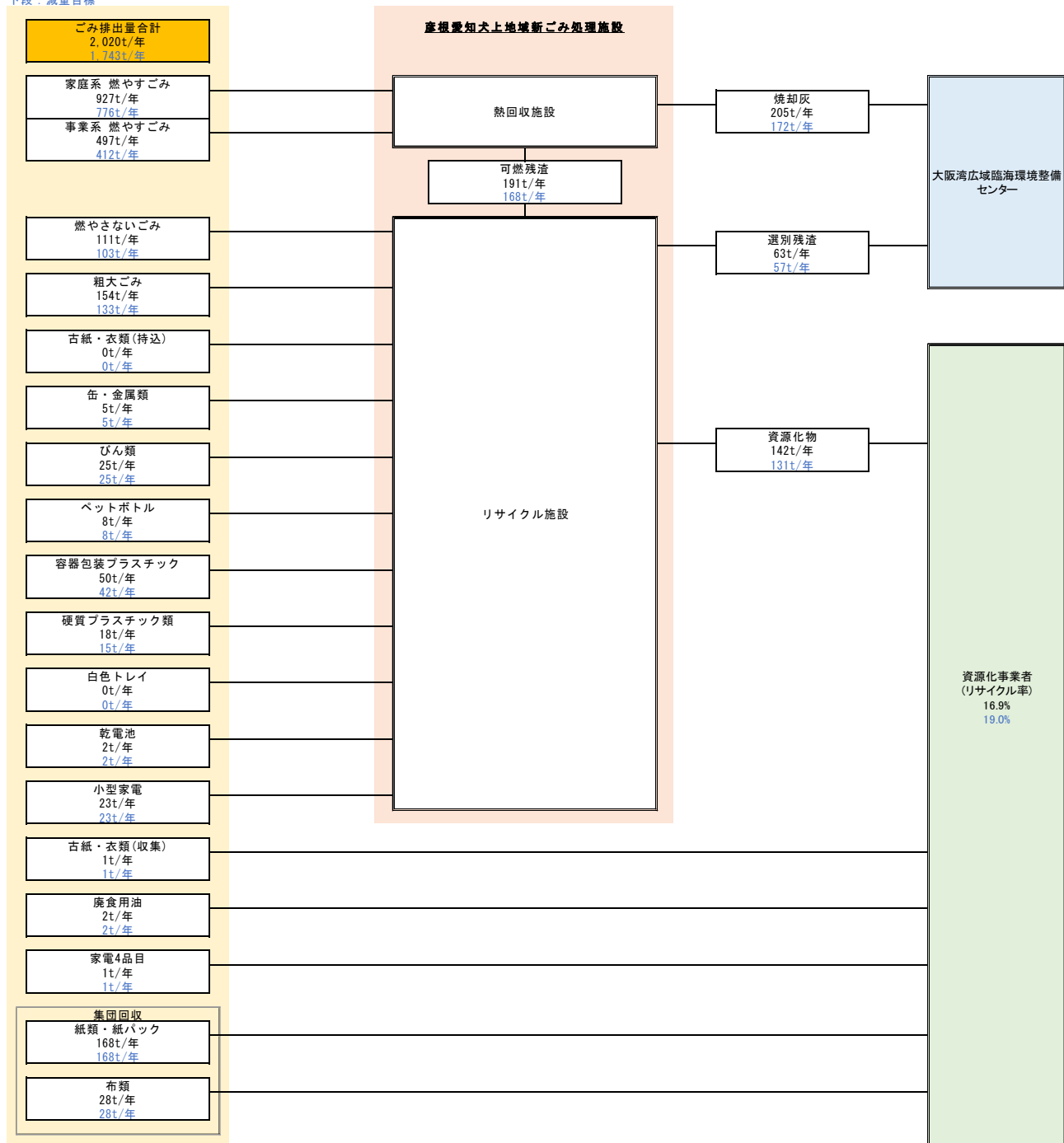


図7-2-12 多賀町の令和 13 年度（目標年度）ごみ処理フロー

6. ごみ処理施策

(1) ごみ減量に向けた方策

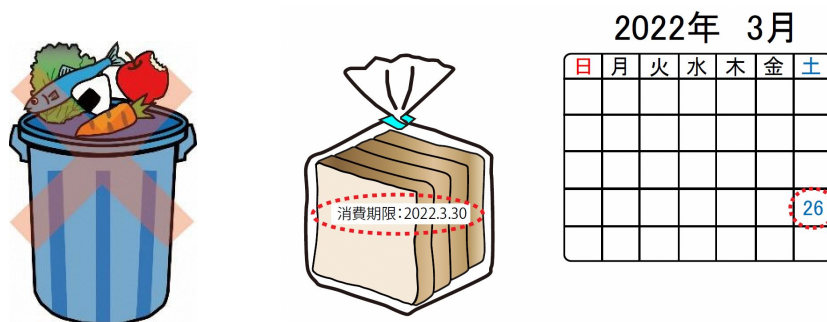
減量目標の達成に向けて、「町民」、「事業者」、「多賀町」それぞれの主体が実施する方策を以下に示します。ごみ減量に向けて各主体が別個に実施するのではなく、それぞれが一体的に取り組む体制構築を目指します。

1) 町民の取組

① 食品ロスの削減

まだ食べられるのに廃棄される食品廃棄物は「食品ロス」と呼ばれています。食品ロスの削減に向けて、家庭での調理時には食べ切れる量だけを準備し残さず食べる、外食時には食べ切れる分だけ注文し残さず食べるなどの「食べきり」、スーパー等で食料品を購入する際には事前に必要な食材を確認して購入する、食材の賞味期限や消費期限を確認して早いものから使う等の「使いきり」を心がける必要があります。

また、会食の際には、開始後 30 分は席を立たずに料理を楽しみ、終了 10 分前には自席に戻ってもう一度料理を楽しむ「3010（さんまるいちまる）運動」を呼びかけ、実践していくことも必要です。

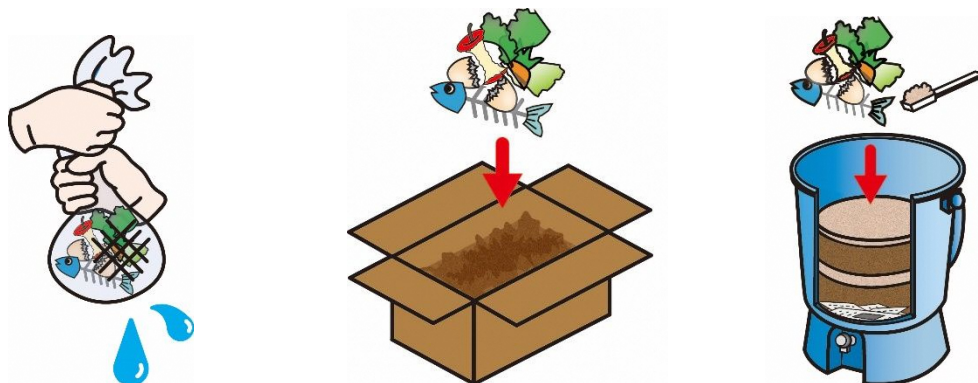


② 生ごみの水切り

生ごみは含水率が 70～80%であり、多くの水分を含んでいます。調理くずや生ごみを排出する前に、乾燥や水切り等の処理をすることで、ごみの減量化や、悪臭・腐敗の防止につながります。

③ 簡易生ごみ処理（堆肥化）

家庭から発生する生ごみは、有用微生物と混ぜ発酵させることにより堆肥化することができます。ボカシ（米ぬかやもみ殻などに有用微生物を混ぜ合わせたもの）やダンボールコンポストを用いた処理方法等があります。生ごみを堆肥化することで、家庭菜園等に活用できるうえ、生ごみ排出量の削減につながります。



④ 買い物での工夫

マイバッグおよびマイボトルの活用、簡易な包装を心掛けることで、レジ袋、ペットボトル、空き缶および梱包に係るごみの削減につながります。



⑤ リユースショップへの出品

使用可能でも不要になったものは、近隣のリユースショップ、フリーマーケットおよびオンライン上でのフリーマーケット形式のサービス等を活用し、需要のある人に譲渡することで、廃棄を避けることができます。



2) 事業者の取組

① 生産・流通・販売におけるごみ排出抑制

人口減少、年齢構成の変化および価値観の多様化等、町民のニーズは様々な状況にあります。需要に合わせた適量の生産・オーダーメイド・資源の再利用を促進することで、ごみの排出抑制につなげることが求められています。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、スプーン、ストローをはじめとするプラスチック製品の排出を抑制することも求められています。

② 紙類の排出抑制・再生利用の促進

会議・打合せ資料はデータにより閲覧することで、印刷による紙使用量の削減につながります。また、必要に応じて使用される紙類は、その性状に合わせて適切な分別、資源化が求められます。



③ 食品廃棄物リサイクルの推進

食品廃棄物は、飼料化、肥料化およびエネルギー化(メタン発酵)等のリサイクルが可能です。食品廃棄物のリサイクルを推進することで焼却・埋立量の削減や資源の有効活用につながります。

3) 多賀町の取組

① ごみ減量の具体的な方法の公開、PR

町民、事業者それぞれの果たす役割を理解してもらうため、ホームページ、広報および出前講座等を通じて周知を図ります。

② 多量排出事業者等に対する指導

搬入車に対する定期的な展開検査および近隣市町からの越境ごみ対策により、多量排出事業者や不適切な排出に対する取り締まり、指導を行います。

③ ごみ処理費用有料化の検討

新ごみ処理施設供用による1市4町共同でのごみ処理に際し、1市4町でのごみ処理手数料の統一化等を検討します。

④ 使用済紙おむつ再生利用の検討

高齢化に伴い、大人用紙おむつの消費量の増加が想定されます。紙おむつには上質パルプ、フィルムおよび吸水性樹脂等から構成されており、再生利用によりパルプ等の有効利用や乾燥による燃料化が可能です。環境省は、市区町村が紙おむつの再生利用検討の参考とすることを目的に、令和2年3月に「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を策定しました。

今後は、紙おむつ再生利用による利点や課題(収集方法、衛生面への配慮等)を踏まえ、使用済紙おむつ再生利用を検討します。

⑤ ごみの資源化

ごみの減量化と資源の再生利用の推進を図るため、地域団体が行う紙類、繊維類の資源回収に対して奨励金の交付を行います。

(2) ごみの分別、収集・運搬体制の適正化

1) プラスチック類の分別

家庭系の廃棄物について、令和 11 年度以降プラスチック類を資源化します。容器包装プラスチック類については、現在の彦根市における分別方法を踏襲し、きれいなものはプラスチック類として分別し、汚れが落ちにくいものは燃やすごみとします。硬質プラスチック類については、現時点では分別方針案を「燃やさないごみ」もしくは「プラスチック類」とし、今後、施設内での選別、費用面等から効率的な分別および収集方法を検討します。分別方法の変更に際し町民が混乱しないように、ホームページや広報等を通じて、新たな分別方法の開始時期と変更点を適宜周知します。また、汚れたプラスチック類については資源化に適さないことから焼却し、熱回収することとしますが、安易に燃やすごみとするのではなく、資源化促進のため、汚れを落として排出していただくよう周知・啓発を行っていきます。

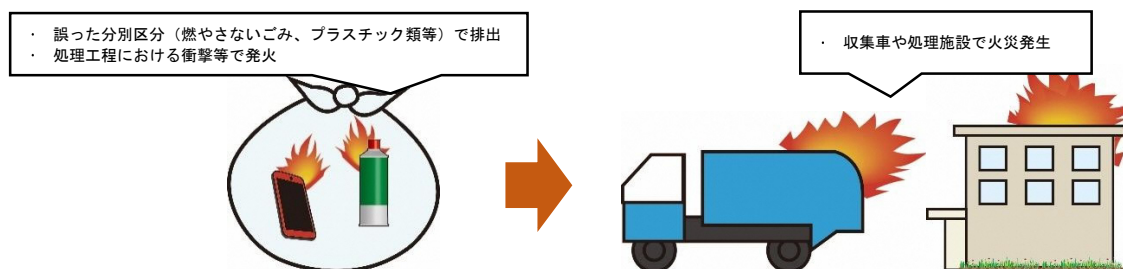
容器包装プラスチック	硬質プラスチック類
・ プラマーク付のもの ・ パック類 ・ トレイ類 ・ カップ類 ・ 発泡スチロール、緩衝材 ・ ボトル類 ・ 袋、フィルム類  等	・ ハンガー ・ 洗面器 ・ 洗濯かご ・ おもちゃ ・ バケツ ・ ちりとり ・ 椅子 ・ プランター ・ トレー ・ スタンド ・ 文房具  等

2) 適切なごみ排出の管理

① 分別区分の周知徹底

適切なごみ排出を促進するため、毎年、地区別にごみ収集カレンダーを作成しています。今後もカレンダーの作成を継続するとともに、令和 11 年度以降の分別方法変更後も町民が適切な排出ができるように、事前に周知するとともに、ごみステーション見直し、ごみ分別冊子の新規作成を行います。

また、分別区分に即さない不適切な排出が目立つ場合は、写真等を使用して分別方法を理解しやすいように周知するほか、不適切な排出による影響について事例（例：リチウムイオン電池やスプレー缶による火災事故）を交えながらわかりやすい啓発に努めます。



許可業者や直接持込み事業者には、展開検査等により分別方法を遵守しているか随時確認します。また、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を適宜周知します。

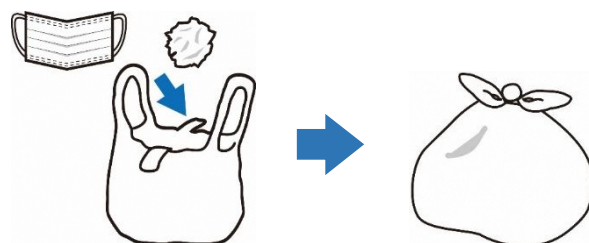
② ごみ出し支援

高齢者・介護認定者・障がい者等、自力でごみを出すのが困難な方に対して、地域での協力や戸別回収等、利便性および効率性を考慮しながら収集運搬体制の構築を図ります。

また、粗大ごみは現在拠点回収していますが、新ごみ処理施設の供用開始後も拠点回収を継続すると、1日に多量の粗大ごみが施設に搬入されることになり、施設の保管要領を超過する恐れがあります。新ごみ処理施設供用開始後の粗大ごみの収集方法については、住民の直接持込や、高齢世帯等で持込が困難な方への戸別収集の実施等を検討します。

③ 感染性廃棄物の適切な排出方法の周知

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、感染防止に向けた取組が必至となっており、予断を許さない状況が続いています。マスクおよびティッシュ等の感染性廃棄物の可能性が高いごみは、ビニール袋等に密封し、排出および収集・運搬時に漏出しないように留意する必要があります。広報等を通じて、感染性廃棄物の適切な排出方法を周知していきます。



（３）環境教育・環境啓発、ごみ処理に係る情報提供

① 環境教育・環境啓発、地域との連携

町民・町民団体・事業者・町の連携の下、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の町民が、環境問題に触れ、学習する機会として体験型・参加型イベントの開催および環境教育の中でごみの問題を学ぶプログラムの提供、さらには学校や地域を対象にしたごみの分別方法、資源化およびごみ問題等について学習する出前講座の充実を図ります。

また、学校や地域等との連携を図り、未来を担う子どもたちを対象とした環境教育を推進するとともに、自ら率先してごみの減量・資源化への取組を実践できる人材や、ごみ問題について地域のリーダーとなる人材の育成を進めていくことを検討します。

② ごみ処理に係る情報提供

ごみの減量・資源化の必要性やごみ処理経費の削減効果等のごみに関する理解を求める情報、

町民・事業者の「やりがい」に繋がる情報、エコマーケットおよび環境・ごみに関するイベント開催の情報ならびに町民団体および地域が取り組むボランティア清掃活動等、ホームページ等を活用して最新の情報を提供するとともに、町民が必要とするごみ問題に関する情報を把握する手法やスマートフォン等のアプリを活用した情報提供のあり方について検討します。

(4) 環境負荷の削減

① グリーン購入の推進

町民および事業者に対して、製品およびサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「グリーン購入」を推進します。

② 不法投棄対策

地域の監視の目が行き届かない河川敷および山林でのごみの散乱および不法投棄を防止するため、不法投棄パトロールの強化および警察・地域との連携等、あらゆる主体の協働によって、不法投棄等の不適正排出の防止を推進します。また、看板および監視カメラを設置し不法投棄されにくい環境づくりを推進します。

その他、不法投棄がない美しい環境、ポイ捨てを許さない人づくりを進めるため、各種環境美化活動への積極的な参加を求め、町民意識の高揚を図っていきます。

③ バイオマス素材の導入

収集袋等において、カーボンニュートラルの性質を持つとされるバイオマス素材の積極的な導入を検討します。

④ 新ごみ処理施設でのエネルギー回収

令和 11 年度に供用開始する新ごみ処理施設では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを回収し、施設内のプラント機器および暖房等に利用ならびに発電機により施設内消費の電力を発電することで化石燃料使用量の削減を図ります。また、ボイラーで発生した蒸気、熱交換機で加熱した高温水および発電した電力の近隣地域への供給・活用を図ります。

(5) 中間処理計画

1) 中間処理施設について

令和 10 年度までは、リバースセンターでの燃やすごみの RDF 化および小八木中継基地での燃やさないごみの受入を行います。令和 11 年度以降は彦根愛知犬上広域行政組合が整備する新ごみ処理施設において燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみおよび一部資源ごみの中間処理をします。

2) プラスチック類の分別収集物基準について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、容器包装リサイクル法ルートを活用した分別収集物の再商品化を可能にするとされています。

容器包装リサイクル法指定法人に委託する場合、ごみ処理施設から搬出する際の分別収集物の基準は以下のとおり定められています。分別方法を変更する令和 11 年度以降に分別収集物の基準を遵守するため、今後、1 市 4 町における分別・収集時の規定等について検討します。

【分別収集物の基準】

- ・原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること

- ・圧縮されていること
- ・主としてプラスチック製の容器包装が廃棄物となったもの又は原材料の全部若しくは大部分についてプラスチック素材を利用したプラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、又は混入していないこと
- ・容器包装リサイクル法施行規則別表 1 の 7 の項に掲げる飲料又はしょうゆを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと
- ・一辺が 50cm 以上のものが混入していないこと
- ・小型家電リサイクル法第 2 条第 2 項に規定する使用済小型電子機器等が混入していないこと
- ・リチウムイオン蓄電池等の再商品化の過程で火災等を生ずるおそれのあるもの、感染のおそれのあるもの、その他の商品化を著しく阻害するプラスチック使用製品廃棄物が混入していないこと
- ・容器包装リサイクル法に指定されている指定保管施設において保管されているものであること

(6) 最終処分計画

新ごみ処理施設を供用開始する令和 11 年度以降は、焼却残渣および不燃残渣は大阪湾広域臨海環境整備センターへの埋立処理の委託をする予定です。また、新ごみ処理施設供用開始後の一部焼却灰の資源化を検討します。

(7) 災害廃棄物への対応

災害発生時には、被災自治体の都市機能や町民生活の早期回復を図るため、必要な支援連携を行うとともに、平常時より他自治体や関係団体との総合的な支援連携体制を構築します。また、大規模な地震等の災害が発生すると、一時的に大量のごみが発生し、道路の通行不能等により、平常時と同じようにごみの収集や処理ができないことが予想されます。災害によって発生した廃棄物を円滑に処理し、早急な復旧による衛生確保や環境保全を図るため、災害廃棄物処理計画の策定を検討します。